

パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る実態調査及び政策検討業務 募集要項

1 目的

我が国では、家族のあり方に対する多様な考え方が広がりつつあり、各自治体において導入されつつあるパートナーシップ・ファミリーシップ制度が、そうした多様な家族のあり方を支えている。また、同制度は、制度を利用したカップル・家族に社会的な承認を与えると同時に社会生活上の一定の便益を付与するものであり、性の多様性に対する社会的理解の促進にも寄与しているものと考えられる。

一方で、同制度は各自治体が独自に制定しているため、制度の対象（異性カップルを対象とするか、性的少数者以外も対象とするか、子どもを含む近親者を対象とするか等）や、利用可能な行政サービスの内容等に差異が生じている。

また、転居により転居先自治体に同制度が存在しない、又は制度の対象外となる場合には、制度の継続利用が困難となる可能性もある。さらに、生命保険の受取人指定、住宅ローンにおけるペアローン、医療機関における手術同意などの民間サービスや、職場における扶養手当、介護休暇等の福利厚生制度においても取扱いが統一されていないことも課題として挙げられる。

これらの課題を整理し、解消に向けた検討を行うことは、同制度利用の促進に資するのみならず、多様な家族のあり方に対する社会的認知の向上にも寄与するものである。本調査では、現行制度の課題や同制度の利便性等の向上の可能性と限界、制度利用者等のニーズ並びに民間事業者等における対応状況を把握・分析するとともに、同制度の利便性向上及び今後の政策検討に資する論点を整理することを目的として、実態調査及び政策検討を行う。

2 業務内容

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ制度の整理
- (2) 関係者等へのヒアリングの実施
- (3) 制度の現状や課題及び新たなニーズ等に関するアンケート調査の実施
 - ア 制度利用者等を対象としたアンケート調査
 - イ 企業等へのアンケート調査
- (4) 制度上の課題や全国的に求められる要件の整理

※詳細は、別添1の委託業務仕様書を御参照ください。

3 委託の方法

事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結します。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

4 委託金額限度額

委託金額の上限は7,000,000円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、委託料の支払い方法は原則精算払いとします。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第

129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

5 委託契約期間

契約を締結した日から 2027 年 3 月 16 日（火）まで

6 応募資格

応募の資格者は法人又は団体とし、次の要件を満たす者とします。

- (1) 愛知県の令和 8・9 年度入札参加資格者名簿（大分類：03. 役務の提供等、中分類：07. 調査委託）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であって、応募受付期間において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 応募方法等

(1) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア 開催日時

2026 年 4 月 6 日（月）午後 2 時から午後 2 時 30 分まで

イ 場所

オンライン開催（Microsoft Teams を使用）

ウ 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行ってください。

- ・申込期限：2026 年 4 月 3 日（金）正午
- ・メールの見出しは「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る実態調査及び政策検討業務の説明会参加」としてください。お申込みいただいた方へ、オンライン会議の URL や注意事項等を電子メールで送付します。
- ・本文中に次の 1～3 を記載してください。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・申込先：愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第二グループ
電子メール：kikaku@pref.aichi.lg.jp

(2) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、別添 2 「企画提案書類作成要領」により必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 企画応募書（様式 1）
- (イ) 企画提案書（様式自由）
- (ウ) 経費積算書（様式自由）
- (エ) 事業実施体制及び同種事業実績（様式 2）

- (オ) 添付書類（提出者(団体)の概要がわかる資料）（様式自由）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3・4）
（※応募要件ではありませんが、該当があれば提出してください。）

イ 提出部数

上記アの（イ）～（エ）については8部を、（ア）、（オ）及び（カ）については1部を、それぞれ提出してください。

ウ 提出期限

2026年4月15日（水）午後5時（必着）

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎3階西）
愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第二グループ

オ その他

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書は返却しません。

(3) 応募に関する問い合わせ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第二グループ 担当：本間
所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電 話 052-954-6472（ダイヤルイン）

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査を行い選定します。ただし、提案書が5件を超える場合、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う場合があります。選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査・選定に関する問い合わせには応じられませんので御了承ください。

なお、審査に当たり、企画書の内容についてプレゼンテーションしていただくとともに、質疑応答の機会を設けます（日程は2026年4月22日（水）を予定）。プレゼンテーション等を実施していただく方には、実施方法、時間、場所、留意事項等を2026年4月17日（金）までに通知します。

(2) 審査基準

選定委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

① 業務全体の実施体制・実績

- ・調査の実施体制（必要かつ十分な人員、担当者の経歴、担当業務の割振りなどの体制）が適切に構築されているか。
- ・過去に類似又は関連する業務の実績があり、適切な調査の実施を見込めるか。

② 業務全体の方針・進め方

- ・調査方針は本業務の目的やねらいを的確に理解したものとなっているか。
- ・業務の工程（プロセス）、スケジュールは適切か。

③ 業務実施内容

ア 有識者や地方自治体および企業・団体等へのヒアリング調査

- ・ヒアリング先として想定する対象や政策検討へのフィードバックプロセスの適切さ

- イ アンケート調査による実態調査
 - ・調査における対象やサンプル数、手法の適切さ
 - ・調査結果の分析における手法の適切さ
 - ・調査結果の分析において明らかにすることを想定する仮説の適切さ
- ウ 有効な政策の検討・整理
 - ・政策検討の方向性や手法の適切さ
- エ その他
 - ・独自の追加提案の適切さ

- ④ 見積金額
 - ・予算の範囲内で業務内容に見合った経済的かつ妥当な見積りとなっているか。
 - ・必要な業務経費が計上されているか。
- ⑤ 社会的価値の実現に資する取組

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

9 質疑

本業務に関して質問がある場合には、以下により、質問書を提出してください。

(1) 質問書の様式

別紙による。

(2) 提出期限

2026年4月8日（水）正午（必着）

(3) 提出方法

愛知県政策企画局企画調整部企画課に電子メール (kikaku@pref.aichi.lg.jp) で提出してください。件名は「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る実態調査及び政策検討業務に関する質問」としてください。

(4) 質問への回答

2026年4月10日（金）までに、質問者及び説明会の参加者すべてに電子メールにて通知します。また、愛知県公式ウェブサイト「ネットあいち」に掲載します。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けません。

10 スケジュール（予定）

2026年4月	6日（月）	説明会の開催
	8日（水）	質問書の提出期限
	10日（金）	質問書に対する回答の公表
	15日（水）	企画提案書の提出期限
	22日（水）	プレゼンテーション等の実施（対象者のみ）
	下旬	委託先の決定・契約

11 その他

- (1) 企画提案は1者につき1提案までとします。
- (2) 企画提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 企画提案書類提出後に辞退する場合、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を

- 提出することとします。
- (4) 次のア～ウに該当した場合、企画提案者は失格になる場合があります。
- ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (5) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (6) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、愛知県が定めることとします。